

# NEWS LETTER

2008年1月号 (No.116)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F

落合会計事務所

TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529

http://www.ochiaikaikai.com/

## こう変わる2008年度与党税制改正のあらまし

あけましておめでとうございます。2008年度与党税制改正のあらましをご案内します。

今回は参議院第一党が民主党のこともあり、今後の国会審議の動向によっては、内容が変更になる可能性もあります。

区分	項目	時期	内容
法人税  ○・・・減税 ×・・・増税 (以下同じ)	少額減価償却資産の特例の延長 ○	～10年3月 取得分	1点30万円未満の減価償却資産について、取得時に一括で経費となる特例(1事業年度で300万円が上限)が2年間延長。
	法定耐用年数の大括り化 ○×	08年4月～ 開始の事業 年度	機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数をもとに資産区分の大括り化をおこなう。これにより機械及び装置の区分は、390区分が55区分に。
	人材投資促進税制の拡充 ○	08年4月～ 開始の事業 年度	社員・パート(役員及びその親族を除く)に研修費用を支出した場合の税額控除について、労働費用に占める研修費用の割合が0.15%以上で、研修費用の8%～12%の控除に拡充。
所得税・ 住民税  	株式譲渡の軽減税率の廃止 ×	08年分	一律10%のまま。
		09年～10年分	年間500万円までの譲渡所得は10%、超える部分は20%。
		11年分～	一律20%。
	配当の軽減税率の廃止 ×	08年分	一律10%のまま。
		09年～10年分	年間100万円までの配当所得は10%、超える部分は20%。
		11年分～	一律20%。
配当所得と譲渡所得の損益通算の創設 ○	09年分～	配当所得と株式の譲渡所得の損益通算制度が創設。配当所得と株式の譲渡損失の相殺が可能になり、節税に。	
省エネ改修促進税制の創設 ○	08年4月～ 12月末	床の断熱工事などの「省エネ改修工事」を借入金でおこなった場合、改修工事1千万円を限度に、年末借入金残高の1%又は2%の所得税を5年間控除。	
相続税	自社株の納税猶予制度の創設 ○	08年10月相 続～(予定)	自社株を相続する場合、評価額のうち80%相当の相続税の納税が猶予される。相続により会社を引き継いだ後継者が筆頭株主になる、事業を5年間継続するなどの要件があり、09年度税制改正で詳細は決定する予定。
	相続時精算課税の住宅資金の特例延長 ○	08年～ 09年	親から子(20歳以上)の生前贈与の特別控除2500万円について、住宅取得資金は1000万円上乗せ(合計3500万円)する特例について2年間延長。

(その他) ①中小企業投資促進税制(機械160万円以上等)、②情報基盤強化税制(ファイアウォールソフトウェア70万円以上等)、いずれも10年3月末までの適用と2年間延長。

(落合 孝裕)